

III 主要事項

第1 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する支援策を充実させるなど、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

1 子ども手当の充実

2兆77億円(1兆4,722億円)

うち、給付費分：1兆9,479億円(1兆4,556億円)
事務費分：99億円(166億円)
現物サービス分：500億円(新規)

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する(給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円)。

給付費総額 2兆9,356億円*1*2

- *1 上記のうち、国負担分2兆2,077億円(厚生労働省予算1兆9,479億円、国家公務員分560億円、地方特例交付金2,038億円)
- *2 上記のうち、平成23年度上積み分給付費2,085億円(全額国費、10か月分)を含む(12ヶ月分の場合約2,500億円)。

現金給付に関しては、

- ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
- ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担する。

地方が地方独自の子育て支援サービス(現物サービス)や待機児童対策(最低基準を満たす認可外保育施設への支援等)を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける(500億円)。

(注1) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組を行う。

(注2) 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。

(注3) 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。

(注4) 所得制限は設けない。

(注5) 公務員については、所属庁から支給する。

(注6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注7) 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策の充実

4,408億円(4,155億円)

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

4,100億円(3,881億円)

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育（保育ママ）や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金（再掲、新規500億円）のうち100億円程度を充てるとともに、22年度補正予算で1,000億円を追加した「安心こども基金」（23年度末までカバー、都道府県に設置）から100億円程度を施設整備等に充てることにより、23年度は計200億円程度を措置する。

(2) 放課後児童対策の充実

308億円(274億円)

総合的な放課後児童対策（放課後子どもプラン）の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増（24,872箇所→25,591箇所）や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る（「小1の壁」の解消）。

3 出産に関わる経済的負担の軽減

92億円(182億円)

出産育児一時金について、支給額を原則42万円とするとともに、医療機関等へ直接支払う「直接支払制度」を改善し、妊産婦の経済的負担を軽減する。

※ このほか、妊婦健診について、14回分の事業の公費負担に係る積算額は、1人あたり12万円程度（地方財政措置分を含む）。

4 母子保健医療対策の充実

333億円(317億円)

(1) 不妊治療等への支援【一部特別枠】 99億円(81億円)

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る（従来1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、1年目は年3回まで対象回数を拡大（通算5年、通算10回を超えない）などの支援を行う。

(参考)【平成22年度補正予算】

○妊婦健診に対する公費助成の継続 111億円

平成22年度補正予算において積み増しを行い、平成23年度も継続する妊婦健康診査支援基金により、引き続き、妊婦が必要な回数（14回程度）の健診が受けられるよう支援する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 161億円(147億円)

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3) 周産期医療体制の充実(後述・44ページ参照) 71億円(87億円)

5 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,887億円(1,799億円)

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 36億円(36億円)

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

(2) マザーズハローワーク事業の拡充 22億円(21億円)

事業拠点の増設（163箇所→168箇所）等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

(3) 自立を促進するための経済的支援 1,819億円(1,729億円)

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う「母子寡婦福祉貸付金」による経済的支援を行う。

6 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

915億円(897億円)

(1) 虐待を受けた子ども等への支援

859億円(841億円)

① 地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

② 児童相談所の機能強化

児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官 OB などの雇い上げや家族再統合のための支援などを促進する。

③ 児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者への相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104箇所→108箇所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

④ 要保護児童等に対する社会的養護の充実

856億円(838億円)

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等や里親について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止

56億円(56億円)

婦人相談所の指導的立場にある職員への研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

7 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備

97億円(98億円)

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替要員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー(仮称)(新規)を都道府県労働局に配置(107人)する。

また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給するとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

(参考)【平成22年度補正予算】

○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止等 968億円

平成22年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成23年度末まで延長する。

- ・保育サービス等の充実 568億円
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する(年間約5万人の受入れ定員増等)。
- ・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 300億円
地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。
- ・児童虐待防止対策の強化 100億円
子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。

第2 信頼できる年金制度に向けて

公的年金制度は国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットであり、年金記録問題については、「国家プロジェクト」として、平成22年度に引き続き、解決に向けた集中的な取組を進める。また、安心・納得できる年金制度の構築に向け、基礎年金国庫負担2分の1の維持と、年金制度改革への取組を進める。

1 年金記録問題への取組

1,113億円(910億円)

(1) 紙台帳とコンピュータ記録との突合せの促進 736億円(427億円)

被保険者名簿等の紙台帳等とコンピュータ上の年金記録について、高齢の年金受給者等の記録から突合せを進めていく（全体の約3割）。

(2) ねんきんネットによる年金記録の確認 27億円(40億円)

インターネットを通じていつでも年金記録を確認できるシステムの充実を図り、保険料納付額の表示や年金見込額の試算などができるようにする。また、年金記録の提供を行うサービスを市区町村で実施するとともに、郵便局でも試行的に実施する。

さらに、年金通帳の形式や設計内容について国民的な調査を実施する。

(3) 適用・保険料収納対策の推進 182億円(165億円)

国民年金の適用・保険料収納対策、厚生年金の未適用事業所対策や保険料徴収対策の強化などに取り組む。

※ 国民年金の保険料収納対策の強化（460人増） 45億円（17億円）

(4) 高齢者の所在不明問題への対応(新規) 3億円

医療の利用情報を活用し、所在不明の可能性のある年金受給者に対して、現況申告書の提出を求めることなどを通じて健在確認を行い、不正受給の是正と正しい年金記録管理に取り組む。

(5) その他再裁定等の事務処理体制の強化等 165億円(278億円)

年金の再裁定等の事務処理について、システム改善などを行い処理体制の強化を図るとともに、厚生年金基金の加入員記録と厚生年金の被保険者記録との突合せ等の取組を進める。

2 日本年金機構の円滑な運営の確保等

(一部再掲・前ページ参照)

3,411億円(3,058億円)

(1) 日本年金機構の円滑な運営の確保

3,411億円(3,058億円)

日本年金機構においては、国家プロジェクトである年金記録問題の解決に向けた取組を引き続き促進するとともに、国民の信頼が得られるよう、サービスの質の更なる向上、コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化、効率的かつ公正透明な事業運営に取り組む。

(2) ハローワークにおける年金相談のための支援(後述:34ページ参照)

3 安心・納得できる年金制度の構築

10兆3,756億円(10兆1,260億円)

(1) 年金給付費国庫負担金

10兆3,755億円(10兆1,257億円)

平成23年度における基礎年金国庫負担割合について、2分の1を維持する。

(2) 年金制度の検討

1.1億円(2.8億円)

新たな年金制度の創設に向けた検討のため、国民各層との対話、意見聴取等を行う。

(参考) 平成23年度の年金額について

現行法では、直近の年金額引下げの年以降(現在は平成17年の物価が基準)の物価の変動に応じて年金額を改定することとなっている。

平成22年の消費者物価指数は、平成17年の指数を0.3%程度下回る見通しであり、1月末に確定する平成22年の消費者物価指数に基づき、法律の規定に従って、平成23年度の年金額が引き下げられることとなる。

・ 年金額への影響(▲0.3%の場合)

	(平成22年度)	(平成23年度)
【老齢基礎年金】(満額)	66,008円(月額)	65,808円(月額) (▲200円)
【サラリーマン世帯の標準的な年金額】 (厚生年金+夫婦2人分の老齢基礎年金)	232,592円(月額)	231,883円(月額) (▲709円)

第3 厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保

現下の雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある。

このような状況のなかで、ハローワークの職業紹介、雇用保険、雇用管理指導等の充実・強化に加え、積極的就労・生活支援対策、非正規労働者の正社員化の推進、職業能力開発の充実強化を図る。また、若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現や地域対策等ニーズに応じたきめ細やかな支援策を実施し、雇用の「量」の拡大を図る。

1 ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援対策（ポジティブ・ウェルフェアの推進） 3,092億円（3,255億円）

(1) 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進 775億円（55億円）

雇用保険（失業給付）を受給できない方々に、無料の職業訓練や訓練期間中の生活支援のための給付（10万円/月）を行う制度を恒久化する（求職者支援制度の創設）。

また、ハローワークにおいて、訓練終了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される方への担当者制によるマンツーマン支援を行う。

（参考）【平成22年度補正予算】

○ 緊急人材育成支援事業の延長 1,000億円

雇用保険を受給できない方々に、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」について、「求職者支援制度」の制度化までの間延長する。

(2) 雇用保険の機能強化 2,147億円（3,002億円）

雇用保険制度において、基本手当の充実や早期再就職のインセンティブの強化によりセーフティネットとしての機能強化を図る。

※ 基本手当の日額の上下限等の引上げ（例 現行の下限 1,600円 → 1,856円）

※ 再就職手当の給付率の引上げ（例 支給残日数2/3以上の給付率：現行（法律本則30%、暫定措置50%） → 60%に引き上げた上で恒久化）

※ 失業等給付費として、2兆298億円（2兆6,790億円）を計上。

(3) 民間を活用した求職活動の促進（就職活動準備事業）（新規） 5億円

就職に対する準備不足等から求職者支援制度の職業訓練の受講によりただちに効果が得にくいと考えられる求職者について、民間に委託して、意欲・能力の向上のための個別カウンセリング、生活指導等や職業紹介を実施し、求職者支援制度への円滑な移行や就職促進を図る。

(4) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援(「福祉から就労」支援事業)
35億円(32億円)

生活保護等の福祉を担う地方自治体と就労支援を担うハローワークが協定(支援の対象者、支援手法、両者の役割分担等)を締結して、地方自治体とハローワークの担当者により構成する支援チームが、対象となる生活保護受給者、住宅手当受給者、障害者等それぞれへの支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制による職業相談など、積極的な就労支援を行う。

(5) パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施 **3.9億円**

自立に向けて個別かつ継続的な支援を必要とする求職者へ、生活支援から就労支援までの一貫した寄り添い型の支援を行う「パーソナル・サポーター」と一体となって、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う「就職支援ナビゲーター」(80人)を求職者総合支援センター等に配置する。

(参考)【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費】

○パーソナル・サポート・モデル事業 **29億円**

パーソナル・サポート・サービスの制度化に向け、現場レベルでノウハウを蓄積するため、全国19地域において、平成23年度までのモデル事業(パーソナル・サポーターの配置等)を実施する。

(6) ハローワークにおける住居確保に関する支援 **12億円(12億円)**

「住居・生活支援アドバイザー」(263名)がハローワークにおいて、住宅手当の申請書類の作成助言を行う等により、求職者への住居確保に関する支援を実施する。

(7) メンタルヘルス相談機能、多重債務相談機能等の強化 **4億円(2.4億円)**

福祉関係者や弁護士会等の民間専門家との連携体制を構築し、自殺対策も含めたメンタルヘルス相談や多重債務相談等を、非正規労働者総合支援センター及び同コーナーに加え、全国の主要なハローワークにおいて実施し、求職者に対する総合生活相談機能の強化を図る。

(8) 地域生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・サービスの推進(新規)
1.3億円

第二のセーフティネット支援施策等を効果的に実施するため、「地域生活福祉・就労支援協議会」を開催し、地域におけるワンストップ・サービス関係機関の一層の連携強化を図る。

(9)介護・福祉、医療等の分野における雇用創出 104億円(149億円)

介護・福祉、医療等の分野について、雇用創出の基金事業の活用や、事業主に対する人材確保の支援等の実施により、地域における雇用創出を図る。

(参考)【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費、平成22年度補正予算】

○ 重点分野雇用創造事業の拡充 予備費1,000億円、補正予算1,000億円

地域において、介護をはじめとした成長分野における雇用創出・人材育成の取組を促進するため、平成22年度末までの事業の実施期間を平成23年度（一部平成24年度）まで延長する等拡充を行う。

○ 成長分野等人材育成支援事業の創設 補正予算500億円

健康、環境分野や関連するものづくり分野に、労働者を雇い入れ又は異分野からの配置転換を行った事業主が訓練を実施する場合の実費を支援する（上限20万円）。

(10)ハローワークにおける年金相談のための支援(新規) 1.6億円

ハローワークにおいて、雇用保険と年金等に関する相談にワンストップで対応する取組を実施する。

2 非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進対策

194億円(81億円)

(1)在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進 26億円(28億円)

中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、有期契約労働者やパートタイム労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進するとともに、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

(2)失業者の正社員就職支援(新規) 48億円

ハローワークに、「求人開拓推進員」(1,600名)を配置し、非正規求人からの転換も含めた正社員の求人確保を積極的に行い、正社員就職を促進する。

(3)有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方の検討(新規) 10百万円

有期契約労働者の雇用・就業の実態等について調査を行うとともに、有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方を検討する。

(4)労働者派遣法の改正による均衡待遇の推進等 **116億円(48億円)**

改正労働者派遣法案が成立した場合には、これに基づく均衡待遇の配慮義務規定の周知・指導を行うとともに、「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」(一人100万円(有期雇用50万円)(大企業は半額))を活用し、派遣先における派遣労働者の直接雇用を促進する。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

(5)非正規労働者の労働条件の確保等 **3.7億円(3.9億円)**

非正規労働者の労働条件の確保や改善対策の推進のため、労働基準法等に基づく指導を徹底するとともに、労働契約法、パートタイム労働法他関係法令に関する周知、啓発指導を実施する。

3 人材ニーズに対応した職業能力開発の充実強化

453億円(495億円)

(1)雇用のセーフティネット機能の強化・成長分野を支える人材の育成のための職業訓練の充実強化 **317億円(308億円)**

①人材ニーズを踏まえた計画的な人材育成の推進(新規) **54百万円**

国や各地域に、関係機関による協議の場(都道府県、労働局、教育訓練機関、労使団体、学識経験者、その他関係機関等により構成)を設定し、そこでの協議を経て、公共職業訓練や求職者支援制度における職業訓練について、都道府県と共同して、人材ニーズを踏まえた訓練計画(分野、規模等)等を毎年取りまとめる仕組みを創設する。

②介護・福祉、医療等の分野における職業訓練の推進等 **316億円(307億円)**

大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、介護・福祉、医療、情報通信等の成長分野における職業訓練を推進する。また、民間活用と就職実績に応じた支払制度の組合せにより、職業訓練の効果を向上させ、訓練修了者の就職の一層の促進を図る。

③国際標準化等の動向を踏まえた教育訓練の質保証のための取組の推進

21百万円(26百万円)

教育訓練サービス分野における国際標準化等の動向を踏まえ、我が国における教育訓練の質を保証するための取組を引き続き推進する。